府　令・省　令

○経済産業省令第二号
内閣府
財務省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第81条第１項関係）　（日本産業規格Ａ４）
中間業務報告書	中間業務報告書
第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）	第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）
株式会社　商工組合中央金庫	株式会社　商工組合中央金庫
年　月　日	年　月　日
殿	殿
住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　　名　印	住　所 株式会社　商工組合中央金庫 代表取締役　氏　　名　印
年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
目　次	目　次
［第１～第７　略］	［第１～第７　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～６　略］	［１～６　同左］
第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書	第１　第　期中（　年　月　日から 年　月　日まで）中間事業概況書
［１～５　略］	［１～５　同左］
６　自己資本比率の状況	６　自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１．～６．　略］	［１．～６．　同左］